## (件 名) 肝炎対策推進に関する意見書採択の陳情

## (陳情の要旨)

我が国最大の感染症であるB型肝炎・C型肝炎は治療法が急速に進展し、その治療を受けやすくする助成制度・支援策が拡充されたことによって、肝炎が治る、肝機能が改善される者が急速に増えていることに、患者たちは感謝しています。

平成21年12月に成立した肝炎対策基本法の前文に、B型・C型肝炎について「国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、または原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある」と記載され、附則抄には、肝硬変及び肝がん患者の支援について、「今後必要に応じ検討が加えられるものとする」とあります。

同基本法にもとづく患者団体の運動と国・議員・関係者の理解と努力によって、 平成30年12月から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始された。B型・C型 肝炎の重症者約15万人の1割弱の1万2千人程度(7228人/月の人院数)に対象に なると見込まれていましたが、実績は月50人前後にとどまっており、事業対象者の 条件が治療実態に即していない、通院治療が対象に組み込まれていない結果と思わ れます。

「ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」は国の肝炎対策の柱の一つに位置付けられ、年々制度が改善されてきましたが、残念ながら定期検査費助成の利用者はごく少数にとどまっており、利用促進策が求められています。

まだ感染に気付いていない者や受診していない者も数多く、早期発見・検査・治療に結び付ける対策が急務となっています。

これらの諸課題を解決することを通して、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすという国の肝炎総合対策の推進と、患者の命をまもるため、下記の事項について必要な措置を講じることを国会及び政府に求める意見書を採択してくださいますよう、陳情いたします。

- 1, 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について, 厚労省の実態調査を踏まえ, 対象月数の短縮, 助成要件・指定医療機関の要件の緩和, 通院治療への拡大など の改善策を検討し, 実施すること。
- 2,「ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業」の自己負担額の軽減、申請手続きのいっそうの簡素化、広報・周知策の改善などによって利用を促進すること。
- 3, ウイルス検診, 陽性者フォローについては, 自治体や職域での格差均てん化, 職域での検診・受療を促進するなど, 早期発見・治療を推進すること。